

国民健康保険

■問合せ
国保年金課国保係
☎029-885-0340
(内)116・117

国保の保険給付

国民健康保険(国保)では、対象となる事由に対して様々な給付を行っており、それを「保険給付」といいます。

医療・療養に対する給付

◇対象となる診療 診察、処置・手術等の治療、薬や治療材料の支給、入院・看護、在宅療養・看護、訪問看護

※入院時の差額ベッド代、患者の希望による保険外診療、歯科診療で特殊な素材を使用した差額診療や自由診療は対象外となります。

◇対象外の診療 保険適用外の治療法、正常分娩、経済的理由による人工中絶、健康診断、予防注射、労災保険の対象になる場合等

◇制限のあるもの けんか、

泥酔によるもの、医師や保険者の指示に従わないとき、犯罪や故意によるもの

◇医療費の自己負担割合

- ・0歳～未就学児：2割
- ・70～74歳：2割(現役並み所得者は3割)
- ・右記以外の方：3割

◇村への申請が必要な給付

保険給付には給付を受けるために被保険者が村へ申請する必要があります。

▼療養費の支給

やむを得ず保険証を使わずに受けた診療や、骨折等で柔道整復師の施術を受けた場合、医師が認めたはり・灸・マッサージ代、コルセット等の補装具代、輸血の生血代、旅行中の海外での診療等は、医療費を全額自己負担した後に、申請により自己負担割合に応じた額が支給されます。

▼出産育児一時金

被保険者が分娩(妊娠12週以上の死産・流産を含む)したときに次の額が支給されます。

・分娩をした医療機関等が産科医療補償制度に加入している、妊娠22週以上の場合

：42万円

・右記以外：40万4千円

▼葬祭費

被保険者が死亡した場合、喪主の方に5万円が支給されます。

▼交通事故等するとき

事故等でケガをした場合でも、届出により国保で診療を受けることができます。ただし、示談を結んでしまった場合等、国保が使えない場合もあります。示談の前には必ず国保へ連絡をしましょう。

▼高額療養費の支給

医療費が高額になった場合、自己負担限度額を超えた額が申請により支給されます。

限度額適用認定証を

ご利用ください

「限度額適用認定証」を医療機関の窓口へ提示すると、医療機関への支払額が自己負担限度額までとなり、高額な医療費を一時的に立て替える必要がなくなります。

※認定証の交付には、事前に村への申請が必要です。

※国保税に滞納がある世帯の方には認定証を交付出来ない場合があります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

第4回

美浦村 × SDGs
(エスディージーズ)

持続可能な(SUSTAINABLE)開発(DEVELOPMENT)目標(GOALS)について考えてみましょう

◆ゴール7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに



現在、8億4000万人の人が電力を利用できていない状況です。世界全体の取り組みとしても石油等の使用から、環境に優しい水力や電気等のエネルギーに重点を置いています。分別収集によるゴミの減量化・資源化・リサイクルの推進や再生可能エネルギーの活用等、環境保全の重要性を意識して取り組むことが重要です。電気をこまめに消す等、私たちにも出来ることはあります。限りあるエネルギーを大切に使うことから始めてみましょう。

◆ゴール8 働きがいも経済成長も



世界では、若者の5人に1人が教育や仕事に参加できていない状況です。また、約半数の労働者が望まれない環境の中で働いています。人口構成の変化や価値観の多様化、そしてコロナウイルス感染拡大による、地域経済が先行きの見えない状況となっている中で、時代の変化に対応しながら産業のさらなる発展に努力しつつ、村内に点在する地域資源をバランスよく活用しながら、持続的な発展が可能な地域産業を築いていく必要があります。

出典：ミレニアム開発目標報告 2015

▶次回はゴール9「産業と技術革新の基盤をつくろう」、ゴール10「人や国の不平等をなくそう」を紹介する予定です。